

一般競争入札等に参加する者に必要な資格等

昭和41年2月15日 兵庫県告示第149号  
最終改正 令和6年1月16日 兵庫県告示第30号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）に基づき、第6の第3項に規定する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加することができる者の資格の有効期間において県が発注する工事若しくは製造の請負契約、物件の買入れ契約又はこれらの契約以外の役務の調達契約（以下単に「役務の調達契約」という。）の競争入札に参加しようとする者に必要な資格並びに当該資格審査の申込みの方法及び時期等について、次のように定める。

（競争入札に参加することができない者）

第1 政令第167条の4の規定に基づき県が定めた入札参加資格制限基準に該当すると認められる者は、競争入札に参加することができない。

（工事契約の競争入札参加者の資格）

第2 工事の請負契約（以下「工事契約」という。）の競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる事項について審査を受けて格付けされる資格を有する者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業許可
- (2) 建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目
- (3) 入札参加を希望する工事の種別（以下「工種」という。）についての年間平均完成工事高
- (4) 監理技術者数又は主任技術者数
- (5) 従業員の数
- (6) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税・地方消費税の納税状況
- (7) 入札参加を希望する工種の内容及び機器等の状況
- (8) 技術・社会貢献評価数値

2 前項の資格は次の各号に掲げる工種ごとに当該各号に定める等級に区分する。

- (1) 一般土木及び建築一式工事  
A、B、C、D及びEの5等級
- (2) アスファルト舗装、造園、管及び電気工事  
A、B及びCの3等級
- (3) 前2号に掲げる以外の工種  
総合評定値をもって前項の資格に代える。

（特例政令工事調達契約の一般競争入札参加者の資格）

第3 特例政令第3条の規定により同政令の適用を受ける建設工事調達契約の一般競争入札に参加することができる者は、第2にかかわらず、建設業法の規定に基づき、許可行政庁に総合評定値を請求し、その結果通知を有することについて審査を受けた者（第2に規定する資格を有する者を含む。）とする。

（測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札参加者の資格）

第4 測量、地質調査、環境その他調査、建築一式工事・管工事・電気工事の設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタントの役務の調達契約（以下「測量・建設コンサルタント等業務契約」という。）の競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる事項の審査を受けた者とする。

- (1) 業務実績状況
- (2) 直前決算における貸借対照表及び損益計算書
- (3) 営業年数等
- (4) 有資格者数及び技術者の経歴
- (5) 従業員の数
- (6) 資本の額
- (7) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税・地方消費税の納税状況
- (8) 競争入札に参加を希望する業務に関連する業者登録等の状況
- (9) 技術・社会貢献評価数値

(製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約の競争入札参加者の資格)

第5 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約以外の役務の調達契約(以下「物品関係役務の調達契約」という。)の競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる事項の審査結果等を基準に、審査を行った資格を要件として、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約の契約予定金額に応じ、A、B及びCの3等級にそれぞれ区分し、格付けされる資格を有する者とする。

- (1) 製造又は販売等の実績
  - (2) 従業員の数
  - (3) 資本の額
  - (4) 設備等の状況
  - (5) 営業年数
  - (6) 直前決算における貸借対照表及び損益計算書
  - (7) 障害者の雇用状況
  - (8) 公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されたJISQ9001:2015(ISO9001:2015)及びJISQ14001:2015(ISO14001:2015)の状況
  - (9) 県税(個人県民税を除く。)及び消費税・地方消費税の納税状況
  - (10) 県の入札参加資格制限状況
  - (11) 県の指名停止措置状況
- (入札参加資格審査の申請等)

第6 工事又は製造の請負契約、物件の買入れ契約及び役務の調達契約の競争入札に参加する資格を得ようとする者は、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。)と当該者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用した入札参加資格審査申請(以下「電子申請」という。)を、別に定める方法により、別表の入札参加資格審査の申請時期に、知事に行わなければならない。

2 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約のうち特例政令第3条の規定により同政令の適用を受ける一般競争入札に参加する資格を得ようとする者並びに製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約の一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、前項の規定にかかわらず、一般競争入札参加資格審査申請を書面申請により随時知事に行うことができ、当該一般競争入札参加資格審査申請は、指名競争入札に参加する資格を得ようとする者が行う申請を兼ねたものとする。

3 前2項の資格の有効期間は、別表の競争入札参加者の資格の有効期間のとおりとする。

(入札参加資格審査申請記載事項の変更届等)

第7 入札参加資格審査申請を行った者は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
  - (2) 本店又は営業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス
  - (3) 法人事業者にあつては、その代表者及び受任者の氏名
  - (4) 個人事業者にあつては、その者の氏名及び受任者の氏名
  - (5) 工事契約の入札参加資格審査申請を行った者にあつては、建設業許可番号及び許可年月日
  - (6) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の入札参加資格審査申請を行った者にあつては、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱5(4)②及び資本関係または人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に規定する資本関係又は人的関係がある者の有無、商号又は名称、建設業許可番号及び所在地
- 2 次の各号に該当する者が、競争入札参加資格者の営業を引き続き同一性を失わずに行おうとするとき又は被承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継しようとするときは、速やかにその内容を知事に届け出なければならない。
- (1) 個人事業者が死亡したときは、その相続人
  - (2) 個人事業者が法人を設立したときは、その法人
  - (3) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって成立した法人
  - (4) その他知事が承継したと認める者

(虚偽申請をした者の取扱い)

第8 入札参加資格審査申請において申請書その他の提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと(以下「虚偽申請」という。)が判明した者には、競争入札参加者の資格を与えない。

また、競争入札参加者の資格を有する者となった後、当該資格の有効期間において虚偽申請が判明した者には、競争入札参加者の資格を取り消す。

## 第9 問合せ先

部局名

- (1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約  
土木部契約管理課
- (2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約  
出納局管理課

所在地 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話番号 078-341-7711 (代表)

附 則

(入札参加資格審査申請の時期の特例)

第7第1項の規定にかかわらず、平成18年の基準年における電子申請による申請時期は、次のとおりとする。

- (1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約に係る申請時期 平成18年1月25日から2月13日まで
- (2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約に係る申請時期 平成18年1月10日から24日まで

附 則

(入札参加資格審査申請の時期の特例)

第7第1項の規定にかかわらず、平成20年の基準年における電子申請による申請時期は、次のとおりとする。

- (1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約に係る申請時期 平成20年1月25日から同年2月13日まで
- (2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約に係る申請時期 平成20年1月10日から同月24日まで

附 則

(入札参加資格審査申請の時期の特例)

第7第1項の規定にかかわらず、平成22年の基準年における電子申請による申請時期は、次のとおりとする。

- (1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約に係る申請時期 平成22年1月25日から同年2月12日まで
- (2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約に係る申請時期 平成22年1月8日から同月22日まで

附 則

(経過措置)

改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資格については平成24年6月末日まで、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務調達契約の競争入札に参加できる者の資格については平成24年3月末日まで適用する。

附 則

(経過措置)

改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資格については平成26年6月末日まで、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務調達契約の競争入札に参加できる者の資格については平成26年3月末日まで適用する。

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

(経過措置)

改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資

格については平成28年6月末日まで、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務調達契約の競争入札に参加できる者の資格については平成28年3月末日まで適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第7第1項第6号の規定は、平成30年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資格については平成30年6月末日まで、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約の競争入札に参加できる者の資格については平成30年3月末日まで適用する。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第7第1項第6号の規定は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資格については令和2年6月末日まで、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約の競争入札に参加できる者の資格については令和2年3月末日まで適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資格については令和4年9月末日まで適用する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の告示の規定は、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約の競争入札に参加できる者の資格については令和5年3月末日まで適用する。

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資格については令和6年9月末日まで適用する。

別表（第6関係）

(1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約

受付区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準受付	電子申請	令和6年5月27日から同年6月10日まで	令和6年10月1日（火）	令和8年9月末日
追加受付	電子申請	令和6年10月1日から同月10日まで	令和6年12月2日（月）	
		令和7年2月1日から同月10日まで	令和7年4月1日（火）	
		令和7年7月1日から同月10日まで	令和7年10月1日（水）	
		令和7年10月1日から同月10日まで	令和7年12月1日（月）	
		令和8年2月1日から同月12日まで	令和8年4月1日（水）	
第6第2項	書面申請	随時	資格を認定した日	

(2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約

受付区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準受付	電子申請	令和4年12月1日から同月28日まで	令和5年4月1日	令和8年3月末日
		令和5年1月4日から同月13日まで		
追加受付	電子申請	令和5年4月10日から令和7年9月30日まで	毎月1日から同月末日までの申請受付分は翌々月の1日	
一般競争入札	書面申請	随時	資格を認定した日	

(注) 書面申請の申請時期は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。